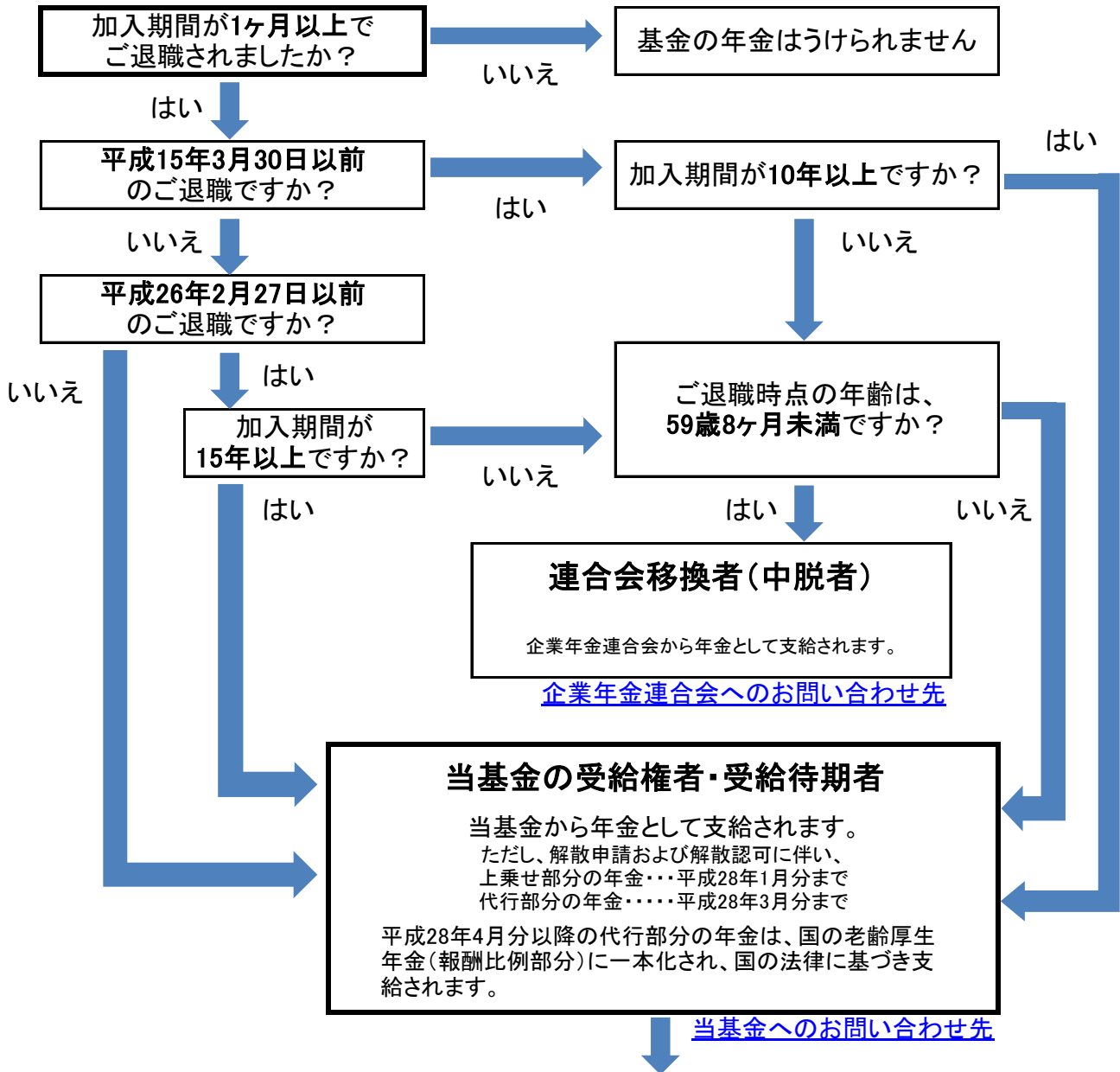


愛鉄連厚生年金基金の年金手続きについて

当基金の年金(平成28年3月分まで)をうける権利ができるか否かは以下のとおりです。



基金の年金をうける権利ができる方(受給権者)

昭和26年3月1日以前生まれの方

ただし、次の条件に該当される方も基金の年金をうける権利ができます。

- ・65歳到達前に国の老齢厚生年金(報酬比例部分)の受給権を取得した
男性は昭和30年3月1日以前、女性は昭和31年3月1日以前生まれの方
- ・昭和59年8月30日以前に加入期間が10年以上でご退職された
昭和31年3月1日以前生まれの方
- ・平成15年4月1日～平成27年12月30日までに加算期間が15年以上でご退職された
(加算部分の年金分を全て一時金でうけられた方は除く)
昭和31年1月1日以前生まれの方

上記以外の方は、支給開始年齢に到達したら、最寄りの年金事務所で手続きをしてください。

[日本年金機構へのお問い合わせ先](#)

未手続きの方は、すみやかに手続きをお願いします。

清算期間中にお手続きいただけない方の未払年金額は、**法務局へ供託**します。

供託後は、手続きが困難になることやうけとれる年金がうけとれなくなる場合があります。